

学でカバーし得ない分野（例えば人類学や社会学の対象となるような分野）からの反作用も考慮しなければならない。

J. S. ミルの時代よりも経済学が特殊化した現在にあってはこの事は一層重要である事を著者は指摘し、その例としてインドでの農業の近代化がそのカスト社会を破壊し、かえって都市における失業者を増加せしめた事をあげて居る。この様な欠点をカバーする為に著者は動学的集会的欲望を導入した厚生関数を提案する。動学化の為に歴史的要因と確率的要因とを、また非合理的要因として消費における内部経済と外部経済とを考える。後者は個人が社会の中において孤立した存在ではなく、その選好と嗜好が互いに影響をおよぼし合う事を示めたものである。著者はこの様な厚生関数で集産主義（collectivism）の下で分権化した決定（decentralized decisions）が可能である事を証明して居る。競争的市場経済で利潤を最大にしようとして居る企業家の動機と、集産的経済で帳簿上の利潤を最大にしようとして居る経営者の動機とは心理的に異なったものである点を指摘し、その厚生関数への導入を考察して居る。そして著者はタイル（H. Theil）やティンベルヘン（J. Tinbergen）の使った2次厚生関数（quadratic welfare function）に賛意を表しつつも、これらの理論がフォン・ノイマンやモーゲンシュテルンの効用可測性理論に大きく依存して居るとする時、数理経済学の方法を論じ、計量経済学の方法を論じた著者の像を再び見出すのである。そして理論を展開し、現実のデータでそれをチェックして行くと言ったこの書物の中での方法に、輝かしいウィーン学派の論理実証主義の名残りを見出すのである。（1968年3月6日）

—神保 一郎—

大野 盛雄 著 『国土と開発』
山名 伸作

わが国戦後の国土開発は、昭和25年の国土総合開発法の制定以来、各時期の経済情勢を反映して次々と新しい政策を重ねてきた。北海道開発法（昭和25年）、工業用水法（昭和31年）、工場排水等の規制に関する法律（昭和33年）、水資源開発促進法（昭和36年）、低開発地域工業開発促進法（昭和36年）、ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和37年）、全国総合開発計画（昭和37年）、新産業都市建設促進法（昭和37年）、工業整備特別地域整備促進法（昭和39年）などはその一部であるが、これらの一連の諸政策を一見するかぎりでは、政府が国土開発にきわめて意欲的に取り組んでいるという印象をわれわれにあたえ

る。しかし、これらは現実にどれほど成果をおさめているであろうか。こたえは必ずしも肯定できるものではない。というよりはむしろ否定的でさえある。工業の地域的集中は、一方では工業地帯における大気汚染、河川汚濁、地盤沈下などの産業公害や交通混雑をひきおこし、他方では、地価騰貴と住宅難、丘陵緑地の破壊と山津波などをまねいている。地方の農山漁村でも、地域開発の名のもとに、優良農地の破壊、沿岸漁場の廃失などがみられるほか、過疎による山間農地の放棄が問題化しつつある。このような現実を直視するとき、われわれは高い税金を払って特定の立場の利益のために、国土を破壊しているのではないかという疑問すら覚えるのである。

本書『国土と開発』は、今日の国土開発の現実に疑問をもつ研究者が、NHKのテレビ番組「現代科学講座」に参加したときの討論の内容を、「同講座」第11巻として著者がまとめたものである。したがって、各章とも細微にわたって同一の見解が貫かれているとはいえないが、「まえがき」にもことわっているように「国土の所有と利用の矛盾」という基本線は堅持されている。また本書は専門家の書物にありがちな難解さや堅苦しさはなく、きわめて平易に書かれているために、学生とくに新入生諸君には是非一読することをすすめたい。

本書の構成と討論参加者名を示すと次のごとくである。

第1章 日本の自然条件——石井素介・高橋 裕

I 自然と自然条件

II 災 害

第2章 国土利用と米作——千葉瞭郎・西川大二郎

I 米作りと国土利用の体系

II 米作りのいきづまり

第3章 変貌する工業地帯——川島哲郎・山名伸作

I 工業地帯の形成と現状

II 工業集中のもたらす矛盾

第4章 国土の総合的利用——佐藤武夫・萩野敏雄

I 山の利用・水の利用

II 国土の総合的利用

第1章 日本の自然条件は、自然と社会との関係を取りあげ、社会現象を自然の性質から説明しようとする自然決定論や地理的決定論の誤謬を指摘しながら、社会の働きかけとこれに対して示した自然の反応のしかたとの関係を正しく把握する必要があると説いてい

る。すなわち前半では、自然と人間との関係を働きかける側の社会と働きかけられる自然との関係として問題をたてかえ、自然は自然の法則、社会は社会の法則に支配されているが、自然は社会の働きかけに応じて自然条件となり、社会の働きかけの変化は自然条件の変化となって現われると述べている。後半では、われわれ人間が社会のしくみを通して自然に働きかける場合、もし自然と社会とはそれぞれ別個の法則に支配されているという事実を無視したり、自然の法則を研究しなかったりすると、われわれの意図とはまったく異なった結果をまねくと述べ、地震、地すべり、津波、火山の噴火、干ばつなどの自然災害のメカニズムを究明する。そして、伊勢湾台風と新潟地震という戦後おこった自然災害の2つの事例をとりあげ、自然法則を無視した国土開発の悲劇の原因を指摘し、これが災害をひきおこすにいたったいきさつを詳しく説明している。

第2章 国土利用と米作においては、わが国の米作の歴史と米作が国土利用の基本になった要因を説明するとともに、社会組織の変化にともなって、今日では米作農業が崩壊しつつあることを指摘する。米作の起源はさておき、米作りが今日にいたるまで、わが国農業の中心をなしてきたのは、封建社会成立後の「社会のしくみ」と深い関係があると著者はみる。つまり、当時米はたんなる食糧であったばかりでなく、課税の対象であり、生活の基本であったために、主として農民の食糧供給源となっていた畑作を軽視して、小作料の対象となる米作中心の農業構造をつくりあげてきた。江戸時代に各藩がとくに力をいれた農地開発のほとんどすべてが、課税対象となる新田開発すなわち水田の拡張であったことや明治以後の北海道開発もヨーロッパ型畑作農業を目標にしていながら、結局は寄生地主制のもとで水田化を積極的におしすすめざるをえなかった事実等がそのよき証左であると指摘している。

戦後の農地改革によって、寄生地主制は基本的にはなくなり、自分自身の土地をもった農民の農耕意欲が高まったために、機械の導入、農業生産性の向上、農家の生活水準の上昇および工業に対する国内市場の拡大という現象がおこった。「だが」と著者はいう。資本主義化がすすむにつれて、国内における地域的孤立性がなくなり、全国が1つの地域を形成するようになると、一方では産業の地域的特化がすすみ、他方では工業が農業を駆逐するようになると主張する。米作の重心の西南日本から東北・北陸地方への移動と太平洋ベルト地帯の工業化は前者の適例であり、兼業農家の増加、農地の工場用地や宅地への転用、過疎現象、茶園・桑園の縮小などは後者の例とみている。農業の中心である米作は、政府の価格政策によって米価が他の農産物価格よりも安定化されているために、牧畜や畑作よりも有利ではあるが、経営の小規模性、耕地整理の遅れ、工業優先による農業基盤

(とくに用水路)の未整備などのために、工業に比してますますたちおくれかけていると述べている。そして、このような傾向は資本主義社会においては必然的であるとみる。

第3章 変貌する工業地帯は、日本の工業地帯の形成とその特色、工業立地の新しい傾向と最近の工業地帯の変動、工業集中のもたらす矛盾と工業立地政策をとりあげ、かつての通説を越えた新しい視角から、わが国の変貌する工業地帯の分析と工業立地政策の批判を平易かつ明確におこなっている。

著者は日本の工業地帯のおもな特色を2つあげている。第1は主要工業地帯がすべて臨海工業地帯であること、第2は主要(4大)工業地帯のうち北九州工業地帯をのぞくと他は炭田から離れていることである。これは、アメリカ合衆国、ソ連、西ドイツ、イギリスなど世界の主要工業国の主要工業地帯がいずれも内陸部にあり、しかも炭田と緊密に結びついている事実を照して日本の工業地帯の大きな特色であるという。ではどうして日本の工業地帯は炭田を離れ、臨海部に形成されたのであろうか。著者はこれについて、紡績工業をはじめとする近代工業は、外国の技術をそのまま輸入し、いわば在来産業と断絶した形で育成されたために、国内の原料資源と結びつく必然性はなく、むしろ海外原料の輸入と製品輸出の容易な貿易港の近くに工業地帯を形成したと述べている。

ところでまた著者は、最近工業立地に新しい動向のみられることを指摘する。1つは新設工場の規模が巨大化したために広大な用地が必要となったことであり、この新しい用地のほぼ2分の1が臨海埋立地でまかなわれていること。第2は戦後の税制改革以後、税収の増加をのぞむ地方自治体が、地域格差は正という美名のもとに、地域住民を犠牲にして工場誘致に狂奔していること。第3は神奈川、埼玉、千葉といった東京隣接諸県の目ざましい工業化にもとづく大東京工業地帯の形成と北九州工業地帯の衰退によって、4大工業地帯というかつてわれわれがもっていた知識を修正する必要があるが生じたこと、などである。

そして著者は、このような工業集中がさまざまな矛盾をうみ出すと指摘するが、ここでは公害問題と地域格差をとりあげ、とくに後者についてはイギリスと比較しながら矛盾の根の深さを論究している。いっぽうこれに対する政府の工業立地政策はどうかというと、工業の地方分散という大看板を掲げ、相次いで諸種の計画や立法措置をとってはいるが、本質的には生産第1主義であり、産業基盤の整備という形で少数の個別大企業を援助し、農民や労働者の生活を忘れてしていると主張している。

第4章 国土の総合的利用では、山地と水資源の利用がきわめて不合理であることおよび地域開発政策が工業生産力第1主義に偏重していることを指摘し、国土の総合的・合理的な利用の必要を説いている。山地の利用については、山地が国土の4分の3を占め、森

林面積が国土の3分の2以上におよび、後進国をのぞけばわが国は世界第5位の森林を保有しているにもかかわらず、なぜ国内消費量の3分の1にのぼる外材を輸入しなければならないのかと設問し（輸入品目別では石油、鉄鉱石について第3位、金額では5億ドル、国別輸入量では世界第3位）、その要因をわが国の山林所有の性格にもとめている。すなわちわが国の山林所有は、国・公・私営のいずれをとってみても林業経営が対象ではなく、財産保有としての性格を強くもっているために、林業生産の発展がいちじるしく阻害されているというのである。

水資源の利用についても同様で、わが国は豊富な降水量に恵まれ（推定年間降水量約6,000億立方米）、ほぼその50%が利用可能であるにもかかわらず、深刻な水不足をまねくという水利用の不合理性を指摘する。そして、治水対策の不備が無効放流、洪水、干ばつを招じていること、工業用水の需要増加による地下水の大量汲上げが地盤沈下と水害の原因になっていること、都市化の進行が水の循環の型を変化せしめ水害と干害をまねいていること、また工場汚水の放流が河川を汚濁し、用水としての使用を不能にしつつあることなどを具体的事例にそくして詳述している。

わが国戦後の地域開発政策は、昭和25年の国土総合開発法をもってはじまるとみるのが通説である。ところで、初期の段階では戦後の荒廃を復興することが政策の中心課題であったために、洪水調節、農業用水、発電用の多目的ダムの建設を中心とする水系全域の開発をおこなっており、その点では国土の総合的開発の性格を強くもっていたが、それ以後の政策はいつでも地域開発の美名のもとで、工業生産力第1主義に偏重してきたと強調されている。すなわち、一方では昭和33年頃から、工業の発展につれて、大工業地帯を中心に工業用地や用水の不足、輸送の隘路、地盤沈下などの問題が深刻化し、他方では所得の地域格差が問題になりはじめたために、政府は地域開発によって工場の地方分散と地域格差の是正をはかろうとした。しかも、これらの政策は、県庁と中央官庁、大企業と県庁とのあいだで決められ、地域住民不在の工場誘致がおこなわれていると指摘する。つまり地域住民は農地を手離し、誘致大企業の生産基盤の整備のために高い税金を払い、その結果公害に苦しめられ追われているというのである。そして、地域開発政策は、そのもとをたずねると、国土総合開発法が基本になっているために、国土総合開発と地域開発とは同じものでなければならぬとし、農業と工業との均衡をはかり、地域住民の生活向上をもたらすような国土の総合的開発の必要を説いて本書の結びとしている。（日本放送出版協会、昭和41年10月、A7版、219ページ、200円）

—小杉 毅—